

霧島市条例第74号
令和元年12月27日

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例

霧島市都市公園条例(平成17年霧島市条例第272号)の一部を次のように改正する。

別表第9の1の表中「220円」を「230円」に、「5円」を「6円」に改める。

別表第9の2の表中「150円」を「160円」に、「50円」を「60円」に、「40円」を「50円」に、「100円」を「120円」に、「80円」を「100円」に、「220円」を「230円」に、「440円」を「460円」に、「110円」を「120円」に改める。

別表第9の2の(イ)の表中

「

990円	2,970円
500円	
3,960円	11,880円
620円	1,860円
310円	
2,480円	7,440円
130円	—
70円	—
	80円
440円	1,320円
220円	
100円	
50円	—
250円	—

130円	
600円	1,800円
300円	—
600円	1,800円
300円	900円
300円	—
160円	—

」を

「

1,170円	3,510円
590円	
4,680円	14,040円
740円	2,220円
370円	
2,960円	8,880円
160円	—
80円	—
90円	
520円	1,560円
260円	
110円	—
60円	
300円	—
150円	
670円	2,010円
340円	—
720円	2,160円
360円	1,080円
360円	—
180円	—

」に改める。

別表第9の2の(ウ)の表中「210円」を「220円」に、「630円」を「660円」に改める。

別表第9の2の(エ)の表中「210円」を「220円」に、「630円」を「660円」に、「200円」を「240円」に、「100円」を「120円」に、「300円」を「360円」に、「900円」を「1,080円」に改める。

別表第9の2の(オ)の表中

「

220円
440円
880円
1,760円
1,320円
2,640円
5,280円
150円
150円
70円
40円
120円
60円
220円
110円
70円
40円

」を

「

240円
480円
960円
1,920円
1,440円
2,880円
5,760円
160円
160円

80円
40円
120円
60円
240円
120円
80円
40円

」に改め、同表の備考の6中「150円」を「160円」に改め

る。

別表第9の2の(カ)の表中「300円」を「360円」に、「900円」を「1,080円」に、「210円」を「220円」に、「630円」を「660円」に、「250円」を「300円」に、「130円」を「150円」に改める。

別表第9の2の(キ)の表ナイター施設の項単位の欄中「1,550円」を「1,580円」に改め、同表中

「

310円
520円
210円
110円
110円
2,060円
1,550円
110円
510円
1,030円
1,030円
2,060円
110円

」を

「

320円
530円
210円

110円
110円
2,470円
1,580円
120円
530円
1,050円
1,050円
2,100円
130円

」に改める。

別表第9の2の(ク)の表中

「

1時間につき160円
1時間につき90円
1時間につき300円
1時間につき160円
1ラウンドにつき250円 1日につき500円 回数券12枚つづり2,500円
1ラウンドにつき130円 1日につき250円 回数券12枚つづり1,300円
1時間につき1,200円
1時間につき600円
1時間につき400円
1時間につき200円

」を

「

1時間につき200円
1時間につき100円
1時間につき360円
1時間につき180円

1ラウンドにつき260円 1日につき520円 回数券12枚つづり2,600円
1ラウンドにつき130円 1日につき260円 回数券12枚つづり1,300円
1時間につき1,440円
1時間につき720円
1時間につき480円
1時間につき240円

」に改め、同表の備考の3中「110円」を「120円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表第9の2の(ケ)の表中「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「6,160円」を「6,280円」に、「8,000円」を「8,150円」に、「160円」を「170円」に、「320円」を「330円」に、「870円」を「890円」に、「1,400円」を「1,430円」に、「700円」を「720円」に、「350円」を「360円」に、「21円」を「25円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。